

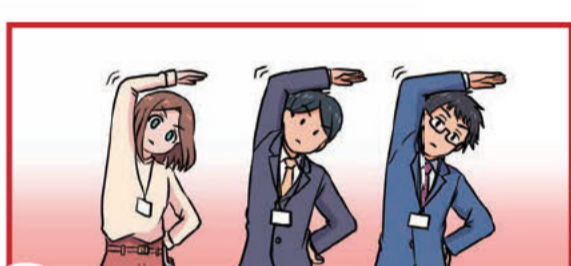
**クイズ 6** 個人情報保護法の改正にあわせて事業者が特にしなくていいことは？



**A** 所属部署での改正された法令の確認・対応



**B** 社内マニュアルの改訂・再確認



**C** 準備体操

6 たしかに、新しいサービスのおかげで、生活が便利になってるし、楽しくなった実感もありませんけど、裏側なんて考えたことがなかったです

7 この数年の技術の革新や時代の変化には改正前の個人情報保護法ではカバーしきれないこともあるからこそ…

8 定期的に、その時の問題点などを見直して、個人情報保護法は改正されるんだよ  
だから法務部に相談しなさい！

9 個人情報に対する意識の高まり！  
技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス・越境データの流通増大に伴う、

10 新たなリスクへの対応等の観点から、2022年4月に令和2年改正による改正個人情報保護法は全面施行されます  
後編（7話、12話）では改正個人情報保護法の主なポイントを紹介します

**第6話 基本編⑥**  
改正法が施行されます

1 いやあ、それにしても守らなきゃいけないルールが色々ありますね  
確かにそうですね

2 例えば、位置情報や閲覧履歴をもとにスマホに最適な情報が表示されるとか、

3 スマホだけで様々な手続きが完了するようにデジタル化によって私たちの生活はどんどん便利になってるじゃない

4 これは利用者個人に関する情報をもとに、事業者が提供するサービスが増えているということなのよね

5 そういった便利なサービスを利用する機会が増えていくと思うけど  
その裏側では、グローバル化や分業化で海外の個人データが取り扱われる機会も増えているの

本資料は令和4年4月1日時点の個人情報保護法等の概要をまとめたものであり、個人情報取扱事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。個人情報保護法の詳細な内容については、個人情報保護委員会のホームページ内、個人情報保護に関する法律や、ガイドライン等をご参照ください。